

京都市告示第 450 号

地方自治法施行令第158条第1項第4号の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、社団法人京都府建築士会を京都市公金収納受託者とし、都市計画関係地区の販売代金の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

(都市計画局都市企画部都市計画課)